

議案第 14 号

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
について

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市で共同設置する筑紫地区障害支援区分等審査会の会長、合議体の長及び委員の報酬及び費用弁償を定めるに当たり、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

〔令和 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和39年条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

開票立会人			8,900	〃
-------	--	--	-------	---

」

を

「

開票立会人			8,900	〃
筑紫地区障害支援区分等 審査会	会長及び合議 体の長		12,500	
	委員		10,500	

」

に改める。

別表第1の備考に次のように加える。

- 4 筑紫地区障害支援区分等審査会の会長、合議体の長及び委員に支給する費用弁償の額は、2,500円とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。